

岩手県監査委員告示第28号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月12日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和4年7月7日
 - (2) 本監査実施日 令和4年8月5日
- 3 監査結果の公表の日 令和4年10月7日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、納期限を通知していないものが4件、107,331円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	行政財産使用料の徴収に当たっては、確実に納入期限を付したことを組織として確認の上、通知することとした。
物品の管理に当たり、備品管理一覧表等を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	備品管理一覧表等の処理は令和4年8月1日までに備品登録を完了した。 備品の総点検を毎年度実施し、備品の所在を組織として確認するなど、再発防止に努める。
私用車公用使用届出簿の提出を受けずに、旅行命令を行っていたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。	私用車公用使用届出状況を「確認した旨」旅行命令票に記載するなど、組織としての確認を強化し、再発防止に努めることとした。 なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいることから、会計事務等の適正化を図るとともに、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。